平成２２年（フ）第１９１８号
広島市西区田方２丁目40番23号
債務者　亀谷記美江
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３１号
広島市安佐南区山本４丁目12番30―６号
債務者　田中　美樹
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５号
広島市南区旭３丁目13番18―301号　河本ビル佐々木宏方
債務者　水本　節子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５号
広島市中区西白島町27番２―705号
債務者　福田　康子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４号
広島県廿日市市佐方１丁目６番１号
債務者　佐伯　賢二
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１１号
愛媛県松山市土居田町462番地３
債務者　石村　綾加
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２１号
愛媛県伊予郡松前町大字南黒田530番地
債務者　横山　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２２号
愛媛県伊予郡松前町大字南黒田530番地
債務者　横山　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
高知県高岡郡越知町越知甲88番地
債務者　岡林　令子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第１号
高知県室戸市羽根町乙3209番地174
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第２号
高知県安芸市土居878番地１　桐ヶ内団地８号室
債務者　畑山ひとみ
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
福岡県嘉麻市山野2373番地116
債務者　田中　實昭
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１１号
福岡県飯塚市佐與2546番地９
債務者　内村　　勉
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２号
福岡県飯塚市佐與2546番地９
債務者　内村　弘子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１３号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3314番地９
債務者　戸髙　満夫
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１０４号
福岡県田川郡香春町大字高野1312番地６
債務者　林　　和恵
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１５５号
福岡県田川郡添田町大字添田1249番地の１
債務者　奥　　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１６７号
福岡県田川市宮尾町10番42号
債務者　渡邉　二郎
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１７３号
福岡県田川郡川崎町大字池尻　豊洲団地１―４―５号
債務者　坂木　重敏
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所田川支部